様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2026年　6月　8日

群馬県知事　山本　一太　様

提出者　〒370-0503
住　所　群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩3042-3

氏　名　新和建設株式会社

代表取締役　髙野　茂樹
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0276-86-3172

事業場の名称	新和建設株式会社
事業場の所在地	群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩3042-3
計画期間	令和８年４月１日　から　令和９年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	Ｄ０６　建設業　総合建設業
②事業の規模	完成工事高　　２４億
③従業員数	３５人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート殻 アスファルト塊 その他がれき類 鉄くず 廃プラ 木くず 汚泥 → **再生処理業者に委託して再生処理**

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
会社組織
代表取締役　→　ISO管理責任者　→　工事部作業所長（土木課・建築課）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
排　出　量	1.4　t	0.00　t

（これまでに実施した取組）
構造物の取壊しにおいて、必要最低限の搬出量に抑えられるよう計画を立てるように指導している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
排　出　量	1.26　t	0.00　t

（今後実施する予定の取組）
ISO14001に基づき、廃棄物の総排出量削減を推進する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
各作業所において廃棄物の分別を行い、混合廃棄物の削減に努める。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別指導を徹底する。

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
2.89 t	0.00 t	7.57 t	0.00 t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
2.60 t	0.00 t	6.81 t	0.00 t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
0.00 t	0.00 t	2614.36 t	8.52 t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
0.00 t	0.00 t	2352.92 t	7.66 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
t	t	t	t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
t	t	t	t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
t	t	t	t
t	t	t	t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
全処理委託量	1.4 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	1.4 t	0.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
t	t	t	t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
t	t	t	t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
2.89 t	0.00 t	7.57 t	0.00 t
t	t	t	t
2.89 t	0.00 t	7.57 t	0.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
0.00 t	0.00 t	2614.36 t	8.52 t
t	t	t	t
0.00 t	0.00 t	2614.36 t	8.52 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
全処理委託量	1.26 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	1.26 t	0.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）
社員に対し、定期的に廃棄物処理に関する教育訓練を実施し、法律に準じた適正な分別処理ができるよう周知する。

※事務処理欄

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
2.60 t	0.00 t	6.81 t	0.00 t
t	t	t	t
2.60 t	0.00 t	6.81 t	0.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	13号廃棄物
0.00 t	0.00 t	2352.92 t	7.66 t
t	t	t	t
0.00 t	0.00 t	2352.92 t	7.66 t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。